

京都大学スーパーグローバルコース実施運営協議会要項

平成27年11月10日総長裁定制定

第1 京都大学に、スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」によるスーパーグローバルコースの実施及び運営に関する重要事項を審議するため、スーパーグローバルコース実施運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。）
- (2) 研究科長 若干名
- (3) 国際高等教育院長
- (4) 学際融合教育研究推進センター長
- (5) 研究科の教授 若干名
- (6) 企画・情報部長及び教育推進・学生支援部長
- (7) 教育推進・学生支援部次長
- (8) その他担当理事が必要と認める者 若干名

2 前項第2号、第5号及び第8号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第2号、第5号及び第8号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第3 協議会に議長を置き、担当理事をもって充てる。

2 議長は、協議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代行する。

第4 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の議事の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

第5 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6 協議会に必要なに応じて小委員会を置くことができる。

第7 協議会に実務担当者連絡会を置く。

2 実務担当者連絡会に必要なに応じて幹事を置くことができる。

第8 第6及び第7に定めるもののほか、小委員会及び実務担当者連絡会に関し必要な事項は、担当理事が定める。

第9 協議会に関する事務は、教育推進・学生支援部教務企画課において処理する。

第10 この要項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

1 この要項は、平成27年12月1日から実施する。

2 この要項実施後、最初に委嘱する第2第1項第2号、第5号及び第8号の委員の任期は、第2第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。